

1 議 事 日 程 (2 日 目)

[平成17年太宰府市議会第2回 (6 月) 定例会]

平成17年6月3日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第38号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第2 議案第39号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第3 議案第40号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第4 議案第41号 太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について
- 日程第5 議案第42号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第44号 太宰府市表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第45号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第46号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第47号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第48号 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第49号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第50号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第51号 太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第52号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第53号 太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第54号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第55号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第56号 太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について
- 日程第20 議案第57号 太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第58号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算 (第1号) について
- 日程第22 請願第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書
- 日程第23 請願第2号 市道 (鶴畑 - 芝原線) と市道 (芝原 - 朱雀線) を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	木村洋
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
地域振興課長	大藪勝一	建設課長	武藤三郎
教務課長	井上和雄		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第38号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第38号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第38号は同意することに決定しました。

同意 賛成19名、反対0名 午前10時01分

~~~~~

日程第2と日程第3を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第2、議案第39号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」及び日程第3、議案第40号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に

関する協議について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2及び日程第3を一括議題とします。

お諮りいたします。

日程第2及び日程第3は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第39号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第39号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時02分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第40号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第40号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分

~~~~~

日程第4と日程第5を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、議案第41号「太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について」及び日程第5、議案第42号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4及び日程第5を一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第41号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号について質疑の通告がっておりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第42号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について」、2項目にわたり質問をいたします。

まず1点目に、第4条第1項第3号、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。この項目は、法に規定された本来の趣旨ではないので、条例に入れ込むことについては問題があるというふうに認識をしておりますが、これが入ことでやはり経費の縮減を理由に労働職員の身分が脅かされる心配が出てくるのではないかと思います。労働職員の身分や賃金、労働条件の保障等についても確保されることを条例あるいは協定書の中に明記すべきだと思いますが、その点についての考え方を伺いたいと思います。

それと2点目に、候補者の選定を行う構成メンバーと指定管理者から事業報告書が出された後のチェック体制についてお聞きしておきます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 多様化、複雑化する市民ニーズに効果的あるいは効率的に対応するために、民間のノウハウ、活力を生かすことが有効であるという考えに立ちまして、利用者の満足度の高いサービスの向上、経費の節減、経費の効率的な活用を図ることを目的に今回指定管理者制度が創設されております。このことは、今回の法改正の趣旨を示します法務省通知におきましても、指定管理者の選定基準の一つとして管理経費の縮減が図られるものであることというふうに掲げられておまして、条例で定めることが望ましいとの通知内容もあっておまして、指定管理者制度の導入の大きなねらいであります今回の経費の削減ということから、本市も条例に掲げたものであります。

質問の内容は、2つございまして、例えば現在財団が委託を受けておりますが、その職員の

身分の取り扱いなのかどうかちょっとわかりませんが、財団の方も今度指定管理者制度になることによりまして、収入を自分ところの収入に上げることができます。今までは収入については全部市が吸い上げておりましたけども、努力すればするほど収入が上がるというような経営改善になります。そういうことが今回の指定管理者制度の主な考え方でございますが、もし、努力しますから、恐らく財団も手放されないだろうと思っておりますけども、もし現在の財団が民間の方に指定がえになるというふうなことになるれば、現在働く職員の身分の取り扱い等々については、やはり財団の問題であろうというように考えます。そういうことから、市の方でこれをどうしなさい、こうしなさいという形では現在のところ考えておりません。

次に、指定管理者の候補者の選定につきましては、公募により行う場合、先ほどの第4条の選定基準をもとにし、施設に応じてさらに詳細な基準を設けていきたいというように考えております。そして、市内部で選考委員会を設置しまして、よりよい候補者の選定を図っていきたいというふうに考えておまして、このときはお金だけではなく、やはり指定事業の内容ですね、等々も考えながら選考していくという形になると思っております。お金だけではやはりできないだろうというふうに考えております。

また、指定管理者による指定管理運営が開始された後につきましては、毎年ごとに施設の利用実績や収支等の事業報告書を提出させるとともに、第9条に掲げておられますとおり必要に応じて管理業務や経理状況に関する調査や指示を行うことができるように掲げておられますので、そのようにしてまいりたいと思っております。

また、当然現課の方で、現在もですけども利用者の状況はつかんできると思いますが、意見も今後も聞きながら、管理運営状況については適時チェック体制をつくっていくだろうというふうに考えてますし、そうしなければならぬというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 部長が言われたように、例えば引き続き、財団が指定管理者になった場合でも、やはり経費の縮減ということを考えて臨時職員あるいは嘱託職員を削減することは十分考えられることですが、これがもし民間になった場合でも、やはり人件費を一番に抑えてくるでしょうから、やはり自治体としてですね、地域雇用の確保の観点から、労働者の身分の保障などについてはどこが指定管理者になろうとも、やはり確約をとる努力をしていただきたいと思っております。

それと、指定管理者から事業報告書が出された後のチェック体制についてですが、指定管理者となった団体が適正かつ公平性を持って住民にサービスを提供しているかどうか、これは事業報告書を見ただけではやはりわからない部分がたくさんあるかと思っております。ですから、事業報告書だけで判断をするのではなく、施設の利用者の声というのも判断材料の一つにすべきです。そういうことから、例えばアンケート調査、意見聴取する機会などを設けて、そういう住民、市民の声を聞くことも必要だと思っておりますけれども、今の段階でそういう考えはお持ち

でしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 財政当局が答えるべきなのかどうかわかりませんが、市全体としては市民のための公共施設でございますので、市民の意見を十分聞くという努力はやはり最大限しなければならぬと思います。その中で、今ご提言がありましたようにアンケート調査が必要であればアンケート調査、そういうものをやると思うし、例えばこの指定管理者制度については、永遠と続くというふうに考えておりませんで、今のところ2年ないし3年で切れると。そこで今までの見直しをして、運営内容がこれでいいのかということとそこで問い詰めを我々いたしまして再度指定管理者の指定をしていくと。そういうふうに考えておりました、チェック体制については、十分にその間でも考慮していきたいと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑の通告はあっていませんので、質疑を終わります。

議案第41号及び議案第42号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第6から日程第9まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第6、議案第43号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第9、議案第46号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第9までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がっておりませんので、質疑なしと認めます。

議案第43号から議案第46号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第10から日程第16まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第10、議案第47号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第16、議案第53号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10から日程第16までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第47号から議案第53号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第17 議案第54号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第17、議案第54号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第54号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第18と日程第19を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第18、議案第55号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」及び日程第19、議案第56号「太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18及び日程第19を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第55号及び議案第56号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第20 議案第57号 太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第20、議案第57号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第57号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第21 議案第58号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第21、議案第58号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第58号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第22 請願第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書

議長（村山弘行議員） 日程第22、請願第1号『「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書』を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

11番山路一恵議員。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） 『「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書』について趣旨説明をいたします。

請願者は福岡地区労働組合総連合議長平井和弘氏、紹介議員は武藤哲志議員と私、山路一恵です。

まず、市場化テストとは何かということですが、公共サービスの提供について、官と民が対等な立場、透明、中立、公正な条件のもとで競争入札を実施し、価格と質の面ですぐれた主体が落札をしサービスを提供していくという制度です。

市場化テストの実施は、対象事業をリスト化した上で、第三者機関の評価、決定を経て官・民競争入札を実施し、落札者が決定をするという流れで行われ、民間が落札をしますと、それまでその事業を担ってきた公務員には配置転換、民間への移転、臨時、非常勤の労働者には解雇など、そのほか身分に重大な変化を生じます。雇用の問題で言えば、一たび落札した事業者においても期間満了時に続けて落札できなければ、それまで業務に従事していた労働者については解雇問題が発生する可能性があります。国民、住民の福祉に努めるべき政府や地方自治体が雇用問題を発生させ、地域経済に混乱をもたらすというようなことがあってはなりません。市場化テストが導入され、政府、地方自治体の担ってきた事業が特定の企業の収益の対象とされれば、住民サービスは絶えず低下の危機にさらされます。また、事業者の上げた収益が納税者である国民や住民に還元されるという保障はなく、ただ特定の営利企業のみが利益を独占する結果となるおそれがあります。市場化テストは2006年度に制度の全面的導入というスケジュールで進められており、2005年度はモデル事業が行われているところです。

次に、給与構造見直しについてですが、人事院が8月に勧告する国家公務員の給与構造改革案の全容が今月23日明らかにされました。まず、給与面での改革を先行実施する方向性が示され、秋の臨時国会に給与法改正案を提出、2006年度の実施を目指すとされています。給与制度の見直しは、主に3つの課題が上げられていますが、ちなみに見直し案で幾ら減額になるかを本市の場合で試算をしてもらったところ、行政職俸給表（一）の職員、平均年齢43.1歳の場合で月額4万6,711円もの減額と大変厳しい数字が出されています。

人事院が勧告する賃金の基礎に、調査をもとにつくられる公務員労働者の標準生計費という

のがありますが、この標準生計費は公務員労働者だけではなく、公務員の賃金を適用、準用している750万人の労働者に影響を与えるとともに、年金受給者や生活保護者、農業従事者などにも影響を及ぼしますので、その家族も含めれば約5,000万人の国民に影響を与えると見られています。公務員給与が下がれば、民間も給与を下げるという賃下げの悪循環で、地域経済が一層落ち込むことは必至です。

こうした小泉内閣が進める構造改革のもと、国民や労働者の利益や権利が奪われ、本来の地方自治のあり方そのものが大きくゆがめられようとしています。そのことから、住民に対する行政サービスの確保に必要な権限と財源を確保すること、国民の権利保障を後退させる公務、公共サービスの民営化や市場化テストは行わないこと、人材確保を困難にし地域経済を疲弊させる公務員賃金への地域間格差の導入は行わないことを趣旨とする意見書を国の関係機関に上げていただきたいというのが請願の内容です。請願者の意をお酌み取りいただきまして、採択くださいますようよろしくお願いをいたします。

以上で請願の説明を終わります。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第23 請願第2号 市道（鶴畑 - 芝原線）と市道（芝原 - 朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書

議長（村山弘行議員） 日程第23、請願第2号「市道（鶴畑 - 芝原線）と市道（芝原 - 朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） まず、この請願第2号ですが、紹介議員は私となっておりますが、まずこの請願の趣旨を周辺住民からお聞きしました。内容については、平成16年3月に南隣保館でその説明会があったということであります。その説明会については、どの範囲でどの状況で説明されてるかというのがちょっとわからないという問題と、これについては大変その周辺の方々の生活道路でもありますし、また地区道路整備事業もあっておりますが、所管の委員会にもこの説明がなされたのかどうか、また議会全員協議会でもこういう説明があつておれば、関

係住民に私の方も説明できることができたんですが、全くわからなくてですね、進んできている状況であります。

この請願について、まずこの踏切というのはもう大変長い期間利用されておりますが、まず請願書の1枚目は、ぜひこの生活道路として残していただきたいと。

その裏を出していただきたいと思います。

これは、平成17年2月1日に芝原区長さんよりここに出された内容についてですが、踏切の幅員縮小計画、関心があって、芝原の公民館において住民から大変な意見が出されたということで、一気に3項の内容が太宰府市の方に出されております。

それから、次の地図ですが、これは議会も承認をして今後の県道観世音寺・二日市線計画の事業部分で大変事業が進んでる状況ですが、一部買収がまだ行われなくて、事故繰り越しされております。

その裏を出していただきたいと思いますが、まず現在文化財調査が行われておりまして、西鉄東口からまずこういう状況で太宰府線を越えるということになりまして、そして朱雀三丁目のところに左右にロータリー的なものができるんじゃないかと想定をしております、そして一方では筑陽学園から国道3号線、一方は右に行きましてすずらんコーポレーションから太宰府市役所方向という用地買収的なものが、まず右側の方が進んでおりますが、そこに1つの踏切がありますが、この踏切が廃止されるというのが1点です。

それから、新たに県道581号線として当然道路をつくるわけですから、ここに踏切ができるということになります。

そして、現在西鉄二日市駅のホームですが、ちょうど太宰府市と筑紫野市の境界線のところにありまして、今東口に乗り入れするのにも大変便利だし、またこの朱雀二丁目、五条西へ行く道路として使われてますが、この車道を廃止して歩道のみをしたいという状況が説明されておるといことであります。

今この芝原区としては、この道路はやはり生活道路であると。これが廃止されると、一度向こうに渡るのには現在の西鉄の営業所があります大変あの狭い道路ですが、西鉄の前は全く西鉄所有でありまして、中に自転車置き場があったりしますが、商店街のあるところのほんの狭いところが筑紫野市の道路でありまして、西鉄がもともとある西口は、全部西鉄の所有のために駐輪場が置かれたり、それからあそこではどういう車をとめようとも駐車違反にならないという状況が長年続いております。こういう狭いところをバスが入ってくる、タクシーの営業所が2つある、これを回って踏切を渡って、そして今度東口の方に入っていかなければならないという問題が出てくる。

また一方、芝原を通り、榎社の前を渡って、そしてこの581号線を渡って、やはり隣保館方向に回らなければならないということで、この踏切の廃止に伴う交通形態が大幅に変わろうといたしております。

こういう内容については、ある一定所管委員会や議会にも報告をすべきではなかったかとい

うふうに感じております。切実な問題でありますし、今後の問題もありますが、まずこの請願につきましては、所管の委員会ではぜひ協議会でも開いていただいて、関係者から意見も聞いていただければありがたいと思っておりますし、大変所管委員会としても今後の大きな問題でありますし、現地調査もしていただいて、今後の状況がどういふふうになるのか、過去の交通量だとか生活道路としてどのような方法が一番いい方法なのか、またこういう実施をするときには、やはり行政としては関係住民に説明を行う大変な努力が必要ではないかというふうに考えておまして、私はこの問題については今後の太宰府市での関係住民のかかわりがありますので、所管委員会、議会も慎重な審議をしていただき、また西鉄との協議もありますので、そういう経過も含めて、この6月議会だけの問題で解決するとは思いませんが、時間をかけて審議をお願いすることを紹介議員としてお願いいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第2号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月14日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時31分

~~~~~